

障害者自立支援法の 改正を求めながらの進行



第26回 評議委員会 理事会報告

第一号議案

新規ケアホーム設立について

はぐるま共働学習ホームは現在のカーサグランテが個室3部屋のため、定員を3人とし、隣接のアパート「ひめゆり荘」の2名を含めて、5人のホームとする計画で申請を進めていました。その過程で県の担当者より、『自立支援法では、2人からホームとして認められるため、(ひめゆり荘)の2名のホームは、

新規ホームとして申請しなければならぬ』との指摘がありましたので、「ひめゆり荘」をはぐるまの9箇所目のホームとして申請することを決めました。(仲間の希望で(仮称)「はぐるま自立ひめゆりホーム」

◎ 『夫婦のケアホームは認めない』という

市の審議会の回答でしたが、ホームを活用しながら自立したいと言う2人の意向が、認められないのはおかしことです。市議会にも議員さんを通じて質問をしていただきました。『夫婦はダメ』という変な前例を作らないためにも、きちんと対応していきま

す。

◎ またホームに入れない仲間から、できるだけ早く入りたいとの要求がありますが、2人ホームをうまく活用する、このようなホーム

の運営は今後のホームづくりの、ヒントになるのではないかと思います。

◎ 幹事さんのご意見

ホーム運営費削減のなかで、職員さんも大変だけれども、苦しい運営の実態(自立支援法の実態)を、現場の生の声として伝える活動の大切さと、障害を持った人達を支え支援しているのは、福祉関係者だけではなく、沢山の人が応援していることを忘れないで、ここでへこたれず、頑張ってください。との励ましをいただきました。

第二号議案

土曜日作業所の開所について

No.34
2007年10月19日

社会福祉法人
はぐるまの会

広報委員会

後援会

川崎市多摩区菅馬場1-18-17

Tel 044-946-1308

十月開所しました。土曜日利用希望者は、仲間42名中33名と多くの希望があります。開所に向けて、変更申請・運営規程の変更等を県に申請中。

実際の企画・運営は仲間自治会ができるよう、職員会が支援します。

お詫び

仲間・保護者のみなさんに土曜開所にむけて支給決定の日数を23日から増やす手続きをしますとお知らせしましたが、職員会の認識に一部誤りがありましたので、お詫びします。

『共同生活介護(ケアホーム)』を利用している方は、日中活動の利用日数は原則23日を越えることができない」とのことですので、全員の変更はできませんでした。

しかし、県・市・区の見解がまちまちで25日や28日の支給量の方がいたり、対応も違うので確認を取りながら行なっています。

◎このように「自立支援法」については、細部に様々な混乱をきたしており、国会審議の

中でもこの法律の設立過程や施行後の不具合に改正案も含め討議され始めました。障害者自立支援法の改正要求を粘り強くしていきましょう。

第三号議案

菅馬場一丁目の土地取得について

現在の第一作業所隣の土地(三十坪)を二千四百九十万円で、購入することの「覚書」を地主さんと交わしました。

本契約は、平成二十年の八月になります。

◎この物件は、建物込みで購入しますので、当面有効利用していくつもりです。仲間会・親の会・職員会から会議ができるスペースが欲しいとの要求がありますので、できるだけよう検討をしていきます。

第四号議案 その他

登山報告

三年ぶりの登山(長野県・硫黄山)で、

仲間たちの体力が心配されましたが、8グループ全員、目標地点まで到達でき、無事に終えることができました。途中大雨にあい経験のない土砂降りにも、黙々と歩みを進めた仲間たちの強靱な精神力・体力に、改めて感動しました。今年も多くのボランティアさんに支えられ完了したことを報告いたします。

◎評議委員さんより

仲間たちは、長年このような経験を通して、確実に成長していることを、様々な場面で確認してきています。仲間自治会と職員会が協議ができるほどに自治力も伸びてきています。この力が伸ばせる取り組みを期待します。

赤岳山荘にて・食後の部屋長会議のようす(明日の登山の準備について)



土曜日クラブスタート

初日、二日目の光景より

十月六日から毎土曜日、菅工舎での活動がスタートしました。午前八時半にはシヤッターを開けていますが集合時間は午前九時十五分。「仲間達は来てくれるのかな?いつもと違う土曜日だな」仲間も職員も心配をしながらのスタートです。

九時になると続々と仲間達がやってくる。ホームから皆揃って来たり、自宅から一人で来る仲間、少々遅刻はしたが「あおば」ホームからもやってきた。初日は総勢二十一名の参加者。リーダーの掛け声で整然と席について進行している様子は作業所の朝と同じようですがどこか違う。これから何が始まるのかなという関心と不安が入り混じっている。体操が始まると一気に仲間達の表情が和んできた。

汗ばむぐらいの運動量です。土曜日クラブ第一回目の「ズンドコ大賞」(体操の出来が卓越している人にその都度与えられる)

は、野瀬隼さんと田崎晴美さんが選ばれました。この体操は転倒防止体操とも呼び、ストレッチ体操を組み入れた健康に大変良い運動で、BGMがハワイアンや「きよしのズンドコ節」なので仲間達も大変気に入っています。ここまで約二時間かかります。

続いて昼食の準備が始まります。夏休み中でも練習したホットドック作りです。単に食べるための調理ではなく、数の認識や仲間個々人の健康や体重についても班ごとで認識しあつてパンの多い少ないを、数に換算して班全体の食材の量を決めています。

職員会による土曜日クラブ実施要綱の主旨は①休日の有意義な生活②仲間達による自主的な計画実行③技能習熟と健康管理、クラブ活動や野外活動④地域とのコミニケーションと四項目の目標を掲げています。基本は土曜日休日で余暇活動であるという事。楽しく健康的なひと時を過ごすことが出来、仲間達自らが出席回数を重ねるに連れて、喜んで菅工舎へ足を運ぶことではないでしょうか。(中山)

バザーの季節がやって来ました

- | | |
|-----------|-------------|
| 十月十四日(日) | 溝の口教会 (工房) |
| 十月二十日(土) | 下布田小(第一作業所) |
| 十月二十一日(日) | 中原区民祭 (第二作) |
| 十月二十五日(木) | 金井原苑 (工房) |
| 十月二十七日(土) | 中野島小 (第一作) |
| 十一月二日(金) | 市立養護(仲間自治会) |
| 十一月二日(金) | 川崎市民祭(第二作) |
| 十一月三日(土) | 生協まつり(工房) |
| 十一月三日(土) | 寺尾台生協まつり(普) |
| 十一月四日(日) | 金程中学 (工房) |
| 十一月四日(日) | 川崎市民祭(第二作) |
| 十一月十七日(土) | 川崎市民祭(第一作) |
| 十一月十七日(土) | 高津養護 (工房) |
| 十一月十八日(日) | あさお福祉祭(工房) |

皆様のおいでをお待ちしております。

就労に向けての取り組み

就労継続支援B型に所属する仲間（Aさん）から「はぐるまでつけた力をさらに生かして、就労したい」との希望が出されました。

現在、Aさんは、4年前から寺尾台の生活協同組合で週5日（日曜日、木曜日）、13:00～15:00まで就労契約に基づく労働をしています。

もつと外で働きたいとの思いから、先日（10月2日）高津福祉事務所において、本人・作業所職員・支援センター職員の3人と、川崎南部就労援助センターの西村さんとお話をしてきました。

就労援助センターとは

市内の障害者の再就職援助機関で、センターに通いながら本人にあった仕事を探します。独自のプログラムでクリーニング、お寺の掃除等の請け負い労働を通じ、できそうな仕事があれば会社の面接、実習（2週間位）、就職、就職後のジョブコーチといった役割を担っています。（現在利用している方は15人で、そのうち

正式に就労できる方は半分ほど）ただし、

利用できる方は無職の人が対象で、就労契約を結んでいないことが条件。Aさんは生協での就労契約を結んでいるため、就労援助センターを利用できないことが分かりました。

西村さんから、生協の様子を聞かれたAさんは、4年間無遅刻で、忙しい日曜日を担当していること、これからもずっと生協で働き続けたいとの思いを語りました。

Aさんのように就労契約を結んでいる場合は「ハローワーク」で探していくこととなりますが、募集内容が6時間程度の勤務が多く、また条件も厳しいため、午前中の2～3時間の仕事を見つけていくことはとても難しい現状のようです。この話を受けて、Aさんは生協の時間をさらに増やしていきたい思いを強くし、現在課題となっている《すばやく動く・作業を手早く行う・報告連絡を忘れない》の目標でさらに力をつけて頑張りたいと仲間達に報告していました。

西村さんから、長く就労を続けていくためのアドバイスとして

① 規則正しい生活リズム（早寝早起き、3食のバランス取れた食事）

② 衛生面（服装、お風呂、髪の毛、爪等）

③ 大きな声であいさつ

が、長く仕事を続けていく上で大事だと教えていただきました。

現在、低賃金、非正規雇用のワーキングプアが社会問題になっていますが、障害者雇用の現状は、特に厳しいものだと実感できました。仲間事務局会で、Aさんが報告した時、①～③のアドバイスは、はぐるまの日々の取り組みそのままであることに、仲間たちは気付きました。はぐるまの日々の労働もまさに就労なのではないでしょうか。

ほとんどの仲間は「はぐるままで仕事をしていきます」と答えるほど、「仕事」は仲間達にとって大きな位置を占めています。

他にも数人の就労希望の仲間がいますので仲間会で「就労」についての学習会をしたり、話し合いをしたりする中で、今自分たちの周りで何が起きているのか、認識を深めていきたいと思えます。（倉科）

10. 30全国大フォーラム ・ 今こそ変えよう！

「地域生活を実現する施策・財源の確立を求めて」

秋の国会で「自立支援法」

の「抜本の見直し」が主

要テーマにのぼります。

決議された時の、いい加減

な討議ではなく、仲間や事

業所の実態を、真剣に検

討して欲しいと、全国の関

係者が集まるフォーラム

が開かれます。

まだ一年しか経っていない

法律の『抜本の見直

し？』・・・何と安易な法だ

ったかが立証された形に

なりました。施行後、施設

退所・利用抑制・

職員の労働条件の悪化

福祉職の離職率の高さ等

現場でおきている実態に

目を背けることができない

い福祉の現状にやっとたど

り着いた行政関係。表面

的な見直しで

終わらないよう、私たちもできる精一杯の働き
かけをしていきましょう。

ところで「抜本の見直し」ってなんだ？

《障害認定・所得保障・介護保険・応益負担

日払い制》何がキーワードになるか。

このところマスコミも、決議されるときより

少々力が入っているようです。

私たちが「良い目と」「良い耳で」情報を捉え、

しっかりとした「足」で歩みを進めたいです。

今事業所では10月から請求が新システムに

切り替わったため、請求事務に大変苦しめ

られています。仲間の個々のデータ入力・

上限管理・実績記録入力・短期間でしかも、

一つでもエラーが出ると・・・事業所に運営費

がないという大惨事に！

10日間で切り替えなければならず、徹夜の

作業が続ききました。介護保険のシステムに統

合しようとする無理難題に、行政のシステム

も追いつかないのが現状のようです。

（システムを変えるだけでどれだけのお金が動くのかと考えると無性に腹が立つ・・・）

仲間も参加します！！

日時 十月三十日 十二時～午後四時

場所 東京・日比谷野外音楽堂

『今こそ変えよう！障害者自立支援法』

私たち抜きに私たちのことを決めないで



2006年7月5日 日比谷音楽堂前にて

厚生労働省に向かって

「自立支援法 反対！」

平成19年 10月

社会福祉法人はぐるまの会
ご利用者・ご家族・職員の方へ

神奈川きょうされん
事務局長 佃 司

きょうされん賛助会員更新と新規加入のお願い

日頃より、障害者問題の解決に向けて運動をしている全国団体「きょうされん」の趣旨に賛同し、積極的に協力していただきありがとうございます。

きょうされんは、行政からの補助金を一切受けず、加盟作業所の会費や、一口年間3,000円の賛助会費、カンパなどを活動費とし、障害のある人の願いに寄り添い、その実現に向けて運動をしています。

障害者自立支援法案が厚労省から出された際、一割の応益負担に明確に反対した数少ない障害者団体が、きょうされんです。

これまでも、他団体と協同しながら、全国規模・地域規模で集会を開催してきましたが、自立支援法の応益負担見直しを求め、2006年7月5日に東京・日比谷公園で1万2千人、2006年10月31日に同じ日比谷公園で、1万5千人という障害者運動史上かつてない参加者を得て成功し、厚労省を現実にかすに至りました。これら集会を中心となって支えたのが、きょうされんです。

今秋の国会で民主党を中心とした野党が、自立支援法に対し抜本的な改正案を提出することが、先の新聞報道で明らかになりました。皆さんの、あともう少しの支えと力強い意志が、自立支援法の改善には必要です。

今後も、「法廷での訴え」「国際労働機関への提訴」、毎年行っている国会請願署名など、自立支援法の改善と障害のある人びとの願いの実現を目指し、運動を続けます。

そこで、地域福祉を担っている皆様に、ぜひ、きょうされんの賛助会員として活動を応援していただきたいと思えます。賛助会員の方は更新を、まだ入っていない方にはぜひ新規加入を強くお願いいたします。

いずれも、一口年間3,000円です。賛助会員になっていただきますと、最新の障害福祉情勢をわかりやすく解説した機関紙『TOMO』を郵送させていただきます。ご覧ください。

はぐるま職員会からも、重ねてお願い申し上げます。